

# ナイジェリアにおける「民族問題」と制度エンジニアリング -- 軍事政権期を中心にして (特集 「民主化」とアフリカ諸国)

著者	落合 雄彦
権利	Copyrights 日本貿易振興機構 (ジェトロ) アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a>
雑誌名	アジア経済
巻	46
号	11/12
ページ	71-97
発行年	2005-11
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2344/00007512">http://hdl.handle.net/2344/00007512</a>

# ナイジェリアにおける「民族問題」と制度エンジニアリング

## 軍事政権期を中心にして

おち あい たけ ひこ  
落 合 雄 彦

はじめに  
 史的背景  
 軍事政権期の制度エンジニアリング  
 「民族問題」の変容  
 むすびにかえて

### はじめに

長年にわたって軍部支配が続いてきたナイジェリアでは、1999年5月になってようやく民政移管が実現し、オバサンジョ(Olusegun Obasanjo)大統領を首班とする文民政権が成立した。しかし、すでに軍事政権時代から国内各地で多発するようになっていた、集団間あるいは集団と政府の間の紛争は、民政移管後になっても終息の兆しをみせず、むしろ拡大さえてきた。そうした紛争の発生件数は1999年の1年間だけでも200件を超え(Ikelegbe 2001, 19)、その犠牲者の累計も民政移管後の5年間で1万人以上に達したといわれている(注<sup>1</sup>)。そして、民政移管から5年の節目にあたる2004年5月、ついにオバサンジョ大統領は、住民衝突事件によって治安が悪化していたナイジェリア中部のプラトー州に対して6カ月間の非常事態宣言を布告するにいたった。同国の場合、文民政権下で非常事態が発令されるのは実に42年ぶりのことであり、こうした極めて異例ともいえる措置の発動は、今

日のナイジェリア社会が抱える国内紛争問題の深刻さを改めて国内外に強く印象づける結果となった(注<sup>2</sup>)。

こうした国内諸集団の紛争や対立、あるいはそれらの根源に潜む問題のことを、これまでナイジェリア社会では「民族問題」(the national question)という用語でしばしば表現してきた。その意味や定義は論者によって多少異なるものの、たとえばモモは、それを、「政治権力と経済資源の分配あるいはそれらへのアクセスと、その過程で諸民族がいかなる利益を相互に獲得するのかをめぐる(不)平等さの問題」として位置づけている(Momoh 2002, 2)。また、オサガエは、「多様な集団を包摂し、それらに権力へのアクセスと国の資源の公正な分配を保证するために、いかに効果的にナイジェリア連邦を構築していくのか」をめぐる問題と指摘している(Osaghae 1998a, 315)。このように、ナイジェリアの文脈における「民族問題」とは、どちらかといえば言語文化的な対立や摩擦を一義的なイシューとするものではなく、むしろ民族間における権力と資源の分配といった政治経済的な側面を中核とする諸問題の総称であり、そのひとつの大きな特徴は、それが連邦制という政治制度と密接な関わり合いをもちながらこれまで展開されてきた、という点にある(注<sup>3</sup>)。

本稿の目的は、ナイジェリアにおける「民族問題」と、財政システムや憲法といった諸制度の間の関連性、特にそうした制度をめぐる軍事政権期のエンジニアリングが「民族問題」に及ぼしてきた影響について史的に分析することにある。そして、その通奏低音となっているメッセージを冒頭に指摘しておくとするれば、それは、「ナイジェリアにおける軍事政権期の制度エンジニアリングは、今日の『民族問題』を生み出す重要な構造的要因のひとつとして機能してきた」というものにほかならない<sup>(注4)</sup>。しかし、本稿は、ナイジェリアの民主化移行プロセスとしての民政移管そのものを考察対象とはしていないものの、広義のナイジェリア民主化研究の一環として位置づけられよう。というのも、前述のとおり、民政移管後のナイジェリアでは、様々な紛争や対立が各地で頻発し、それらが民主化移行後の定着プロセスを妨げる重大な要因となっているのであって、そうした紛争や対立と密接に関わる「民族問題」が軍事政権期の制度エンジニアリングによっていかに醸成されてきたのかを史的に分析することは、今日のナイジェリアにおける民主化問題をより適確に理解する上での、いわば必要不可欠な知的営為のひとつにほかならないからである。

しかし、そうしたナイジェリアにおける「民族問題」と軍事政権期の制度エンジニアリングの関連性をめぐる考察に入る前に、私たちはまず、同国における連邦制の形成、軍事政権の成立と展開、そして、石油収入の急増という3つの史的背景について簡単に概観しておかなければならない。

## 史的背景

### 1. 連邦制の形成

現在のナイジェリアの地理的枠組みがほぼ形作られたのは、「北部ナイジェリア保護領」と「南部ナイジェリア植民地および保護領」という2つの英領植民地が「ナイジェリア植民地および保護領」へと統合された1914年のことである。しかし、文化社会的な背景や政治風土が大きく異なる南北ナイジェリアは統合後も事実上別個に統治され、北部については総督が、南部については民選議員や政府任命議員などから成る立法評議会がそれぞれ立法権を行使していた。

こうしたなか、第2次世界大戦後の1946年になって、ナイジェリア総督のリチャーズ(Arthur Richards)の主導のもとで新しい憲法が施行された。このリチャーズ憲法は、まずナイジェリアを北部・西部・東部という3つの地域(Region)に分け、各地域に立法権のない議会を設置することを定めた。そして、伝統的支配者などをそうした各地域議会に参加させ、さらに地域議会の代表者を中央の立法評議会に参加させることで、地方と中央の政治的結びつきを強化しようと図った。つまり、リチャーズ憲法は、それまで名目上は統合されながらも、実質的には30年以上にもわたって別個に統治されていた南北ナイジェリアを、より同質的な機構を持つ3地域に再編し、地方の伝統的支配者などを中央の政治と連繫することで、ナイジェリアを名実ともに単一制の植民地体へと変革しようとするものであった。

ところが、リチャーズ憲法が非民主的であるとの批判を浴びたこともあって、植民地政府は、

1950年に憲法改正のための会議を開催し、1951年にはマクファーソン(John Macpherson)総督のもとで新憲法を制定する。このマクファーソン憲法は、リチャーズ憲法が導入した3地域制を継承しながらも、それまで認められていなかった立法権を地域議会にも限定的に付与するなど、連邦制に一步近づく内容のものであった。

しかし、マクファーソン憲法の終焉もすぐに到来する。1953年、ナイジェリアの自治権獲得を1956年に達成することを目指すという趣旨の動議が中央議会に提出されると、同動議をめぐる議会審議が紛糾し、この事件を契機として、自治権獲得に積極的な南部とそれに慎重な北部の対立が一挙に顕在化した。そして、北部で暴動が発生し、多数の死傷者が出る事態となった。こうしたなかイギリス本国政府は、深刻な地域対立を抱えるナイジェリアへの連邦制の導入を本格的に検討しはじめる。そして、1953年に植民地相リトルトン(Oliver Littleton)の主宰のもとロンドンで憲法会議を開催し、さらに1954年にもラゴスで会議を開催した上で、同年10月、新しいナイジェリア憲法を施行した。このリトルトン憲法によって、ナイジェリアは、北部・西部・東部という3地域、イギリスの国連信託統治領であった南部カメルーン(のちに現カメルーン共和国へと併合)、そして首都ラゴスから成る連邦へと改組されるとともに、各地域には独自の総督、首相、行政府、立法府などが置かれ、広範な立法権限が認められた。ナイジェリアの連邦制はこうして確立されるにいった。

その後、1957年に西部地域と東部地域が、次いで1959年に北部地域がイギリスからの内部自治権をそれぞれ獲得する。そして、ナイジェリアは1960年10月、「ナイジェリア連邦」(The

ナイジェリアにおける「民族問題」と制度エンジニアリング

Federation of Nigeria)という、イギリス国王を国家元首とする立憲君主制の連邦国家として独立を達成した。総督にはアジキウェ(Nnamdi Azikiwe)、連邦首相にはバレワ(Abubakar Tafawa Balewa)がそれぞれ就任した。

ナイジェリア独立憲法はリトルトン憲法に若干の修正を加えたものであり、地域にはかなり広範な立法権が付与され、また、中央と地域がともに立法できる共管事項に関して矛盾する立法がなされた場合、地域が中央に優越することが定められるなど、ナイジェリアは、地域の権限が法的に広範かつ優越して認められた連邦国家として独立を達成することとなった。その後1963年には、西部地域から中西部地域が分離されて4地域制が導入され、さらに同年、共和制への移行も行われて、国名が現在の「ナイジェリア連邦共和国」(The Federal Republic of Nigeria)へと改められた。

## 2. 軍事政権の成立と展開

ナイジェリアでは、1960年10月の独立から1999年5月のオバサンジョ文民政権成立までの38.7年間のうち、文民政権下の期間は9.8年間ほどでしかなく、残りの28.9年間は軍事政権時代にほかならなかった。そして、そうした長期にわたる軍事政権時代は、大きく1966年1月から1979年9月までの軍部支配第1期(13.7年間)と1984年1月から1999年5月までの第2期(後述する第3共和制期を除く15.2年間)に分けることができる(表1参照)。

ナイジェリア最初の文民政体のことを一般に第1共和制と呼ぶ<sup>注5)</sup>。それが突如終焉を告げたのは、同国初の軍事クーデタが発生した1966年1月のことであった。このクーデタを契機に全権を掌握したアギー=イロンシ(Johnson

Thomas Umunankwe Aguiyi-Ironsi) 将軍は、同年5月、連邦制の廃止と統一政体への移行を定めた布告を発令する。しかし、それが一部から強い反発を買うことになり、結局、同年7月に

発生した第2次クーデタによって打倒されてしまう。その後に権力を掌握したゴウオン(Yakubu Gowon) 陸軍中佐は、まず連邦制を復活させ、さらに1967年5月、それまでの4地域制を廃し

表1 ナイジェリア政治略年表

1960.10	ナイジェリア連邦として独立
1963.10	共和制移行
1966.1	軍事クーデタ, イロンシ軍事政権成立
7	軍事クーデタ
8	ゴウオン軍事政権成立
1967.7	ビアフラ戦争勃発
1970.1	ビアフラ戦争終結
1975.7	軍事クーデタ
8	ムハマッド軍事政権成立
1976.2	ムハマッド暗殺, オバサンジョ軍事政権成立
1979.10	民政移管, シャガリ文民政権成立(第2共和制)
1983.12	軍事クーデタ
1984.1	ブハリ軍事政権成立
1985.8	軍事クーデタ, ババンギダ軍事政権成立
1993.8	暫定国民政府成立, ショネカン文民政権成立(第3共和制)
11	ショネカン辞任, アバチャ軍事政権成立
1998.6	アバチャ死去, アバカル軍事政権成立
1999.5	民政移管, オバサンジョ文民政権成立(第4共和制)

	1960	66	66	75	76	79	83/84	85	93	93	98	99
国家指導者	アジキウエ (パレウ)	イロンシ	ゴウオン	ムハマッド	オバサンジョ	シャガリ	ブハリ	ババンギダ	ショネカン	アバチャ	アバカル	オバサンジョ
政体	第1共和制	軍事政権				第2共和制	軍事政権	第3共和制	暫定国民政府	軍事政権	第4共和制	
期間	5.3年	13.7年				4.3年	9.7年	0.2年	5.5年			
独立		軍部支配第1期					軍部支配第2期					

(凡例)

軍事政権期
  共和制期
  形式的な共和制期

(出所) 望月(2000a, 3)をもとに筆者作成。

て州 (State) を単位とした12州制を正式に導入した。この改革の主な目的は、国家全体が一部の主要民族や地域によって支配されたり、逆に分裂させられたりする危険性を低減させるために、より均衡のとれた新しい連邦制を構築することにあった。また、12州制の導入は、当時分離独立の動きをみせていた東部地域を複数の州に分割することで、同地域の主要民族イボ人 (Igbo) と他の少数民族の分断を図ろうとするものでもあった。そして、ゴウォン自身がナイジェリア中部の少数民族アンガス人出身であったことが、こうした総じて親少数民族的ともいえる12州制導入の背景にあったものと考えられる。

これに対して、東部地域軍政知事オジュク (Chukwuemeka Odumegwu Ojukwu) は12州制導入発表の3日後に「ビアフラ共和国」(The Republic of Biafra)の樹立を宣言し、ナイジェリアは以後30カ月間にわたってビアフラ戦争<sup>(注6)</sup>という内戦状態を経験することになる。同戦争終結後の1975年7月に無血クーデタで実権を掌握したムハマッド (Murtala Ramat Muhammed) 陸軍准将は、同年10月、独自の民政移管プログラムを発表するが、1976年2月には凶弾に倒れてしまう。しかし、同プログラムは、その後、後継者のオバサンジョ陸軍准将率いる軍事政権下で着実に実施されていった。そして、1979年10月に民政移管が実現し、ナイジェリア国民党 (National Party of Nigeria) のシャガリ (Shehu Usman Aliyu Shagari) が大統領に就任する。こうしてイロンシ、ゴウォン、ムハマッド、オバサンジョという4つの軍事政権から成る軍部支配第1期は、約14年間でその幕を閉じることとなった。

シャガリ文民政権の成立とともに始まった第2共和制は、しかし、それまでの軍事政権下で蓄積された様々な歪みや矛盾が一挙に噴出した時期となり、4年余りで崩壊してしまう。すなわち、1983年12月末、ブハリ (Muhammadu Buhari) 陸軍少将がクーデタを起こしてシャガリ文民政権を打倒し、翌年1月に全権を掌握するのである。こうしてナイジェリアは、再び長い軍事政権時代 (軍部支配第2期) を迎えることになった。ブハリ政権は、人権抑圧の傾向を強める一方、石油ブーム後に到来した深刻な経済危機に対しても十分に対応することができなかったために軍内部などからの反発を招き、成立からわずか1年8カ月後の1985年8月にはクーデタによって打倒される<sup>(注7)</sup>。その後、権力を掌握したババンギダ (Ibrahim Badamasi Babangida) 陸軍少将は、1987年7月に民政移管プログラムを正式に公表するが<sup>(注8)</sup>、同プログラムは、再三にわたるスケジュールの遅滞と変更ののちに1993年6月の大統領選挙をめぐる混乱によってついに破綻してしまう。そして、ババンギダは、同年8月、文民のショネカン (Ernest Shonekan) を暫定国民政府首班に指名して国家元首の座を退いた<sup>(注9)</sup>。

こうして発足した暫定国民政府は、文民がその首班を務めたために一応は文民政権の範疇に分類され、その政体も第3共和制と呼ばれた。とはいえ、それはあくまでも形式的な意味においてであって、暫定国民政府は実際には軍部の強い影響下におかれ、文民政権としての自立性や正当性を有してはいなかった。そして、同政府は、1993年11月にショネカンが軍部の圧力で政府首班を辞任させられ、わずか2カ月半程で瓦解してしまう。暫定国民政府を廃して権力を

掌握したアバチャ (Sani Abacha) 将軍は、国内外からの批判をかかわすために比較的早い段階から民政移管実現の意向を表明したが、その一方で、1994年11月には国際社会からの非難を無視して少数民族オゴニ (Ogoni) の権利要求運動家であったサロ = ウィワ (Ken Saro-Wiwa) らを処刑したり<sup>(注10)</sup>、1995年3月にはオバサンジョをはじめとする約40名の元軍人や文民をクーデタ計画への関与を理由に逮捕したりするなど、人権抑圧のかつ独裁的な傾向を急速に強めていった。そうしたなか、1998年6月、アバチャは急死し、これに代わってアブバカル (Abdulsalam Abubakar) 将軍が国家元首に就任する。そして、アブバカル軍事政権のもとで1999年5月に民政移管が実現し、国民民主党 (People's Democratic Party) のオバサンジョが大統領に就任するにいたった<sup>(注11)</sup>。

こうして暫定国民政府期を挟んで約15年間続いた軍部支配第2期は終わりを告げ、ナイジェリアは第4共和制という新しい文民政権時代を迎えることとなった。

### 3. 石油収入の急増

ナイジェリアの連邦制は、前述のとおり、第1共和制期までは憲法上かなり分権的であったが、その後の約29年間にも及ぶ軍部支配のもとで中央集権化が進展することになる。そして、こうした軍事政権期の制度エンジニアリングに特に大きな影響を与えた経済的要因が、1970年代以降に顕著になる石油収入の急増とそれへの国家財政の依存である。

植民地時代のナイジェリア経済は、落花生、油ヤシ、ココアといった農産物の生産と輸出に大きく依存していた。しかし、1956年に南部で商業量の原油が発見され、さらに1958年に石油

輸出が本格的に開始されるようになると、従来の農産物に代わって石油が主要輸出品へと成長していく。表2は、そうしたナイジェリアの石油生産量・輸出量・収入の推移を示したものである。同表が示すとおり、ナイジェリアの石油生産量は、独立前の1958年には日産5140バレルほどにすぎなかったが、その後順調に拡大していき、1969年には日産54万バレルに達し、さらにその翌年の1970年にはビアフラ戦争終結を受けて日産108万バレルへと一挙に倍増している。また、そのわずか3年後の1973年にはさらに倍増して200万バレルの大台に達している。また、これに伴って石油の輸出量と収入も急激に増大し、特に連邦歳入全体に占める石油収入の割合は、1958年にはわずか0.13パーセントにすぎなかったが、1970年には31.02パーセント、さらに1974年には91.22パーセントという高水準に達するにいたった。

そして、こうした石油収入の急増という現象と相前後してナイジェリアの政治アリーナに登場してきた軍部は、それまでの文民政権下における強い分権志向の連邦制を中央集権志向のものへと変革していった。具体的には、政治権力に加えて、石油収入からもたらされる莫大な経済資源を中央に一旦集中させ、それらを下位の行政単位に再分配するという、中央集中型あるいは中央主導型の連邦システムを構築していくことになる。そして、そうした中央志向の制度エンジニアリングが、やがてナイジェリアの「民族問題」を深刻化させる重要な構造的要因のひとつとなっていくのである。

こうしたナイジェリア軍事政権による制度エンジニアリングは連邦制の実に多側面に及んだが、次節では、財源配分の見直し、行政区域の

表2 ナイジェリアの石油生産量・輸出量・収入の推移

年	石油生産量 (千バレル/日)	石油輸出量 (千バレル/日)	石油収入 (百万ナイラ)	連邦歳入 (百万ナイラ)	石油収入が連邦歳入に占める割合 (%)
1958	5.14	4.99	0.2	154.6	0.13
1959	11.22	10.84	3.3	177.6	1.86
1960	17.40	17.06	2.5	223.7	1.12
1961	46.03	45.22	17.1	229.0	7.47
1962	67.46	67.45	16.9	231.6	7.30
1963	76.47	75.89	11.0	249.2	4.41
1964	120.21	118.67	16.1	299.1	5.38
1965	272.20	265.71	29.2	321.9	9.07
1966	417.61	381.28	37.7	339.2	11.11
1967	319.32	299.38	41.2	300.0	13.73
1968	141.82	139.70	23.3	299.9	7.77
1969	540.29	540.25	72.5	435.9	16.63
1970	1,084.48	1,050.56	196.4	633.2	31.02
1971	1,530.63	1,486.43	740.1	1,169.0	63.31
1972	1,757.40	1,751.31	576.2	1,404.8	41.02
1973	2,056.42	1,981.68	1,461.4	1,695.3	86.20
1974	2,255.67	2,180.03	4,138.8	4,537.0	91.22
1975	1,784.95	1,719.56	4,611.7	5,514.7	83.63
1976	2,071.20	2,013.18	5,548.5	6,765.9	82.01
1977	2,098.78	2,039.49	5,821.5	8,080.6	72.04
1978	1,896.63	1,828.46	4,654.1	7,371.1	63.14
1979	2,308.15	2,229.39	8,880.9	10,913.1	81.38

(出所) Adebayo (1993, 229)。

(注)「石油収入が連邦歳入に占める割合」欄の数値は、筆者が「石油収入」と「連邦歳入」の各欄データをもとに独自に算出したものであり、Adebayo (1993)のものとは必ずしも一致しない。

細分化、連邦的性格原則の強調という3分野に焦点をしばって、そうした分野における制度エンジニアリングが「民族問題」との関連において具体的にどのような形で展開されてきたのかを考察することにしたい。

## 軍事政権期の制度エンジニアリング

### 1. 財源配分の見直し

ナイジェリアの軍事政権による制度エンジニアリングのなかでも特に「民族問題」に大きな影響を与えたのは、財源配分システムの大幅な

中央集権化であったといえよう。それには、少なくとも以下のような3つの特徴がみられた。

第1の特徴は、「デラヴェイション原則の比重引き下げ」である。「デラヴェイション原則」(derivation principle)とは、税収入や政府納付金の全体あるいは一部をその収入源となる資源などの産出地域に還元するという考え方のものであり、ナイジェリアの財源配分システムの場合、それは1954年の連邦制導入に伴って特に重視されるようになった。しかし、1970年代に石油収入が急増するようになると、同原則の見直しが必至となる。というのも、デラヴェイ



表3 デラヴェイション原則にもとづく産油州政府への財源配分比率の推移

年	財源配分比率
1959～1969年	鉱物関連の地代・ロイヤルティ収入の50%
1971～1975年	陸上油田からの地代・ロイヤルティ収入の45%
1975～1979年	陸上油田からの地代・ロイヤルティ収入の20%
1981～1984年	連邦勘定の2%
1984年	陸上油田からの収入の2%
1990～1992年	陸上油田からの収入の1%
2000年	陸上油田からの収入の13%

(出所) Rupley (1981, 260-265), Suberu (2001, 49-57) をもとに筆者作成。

ション原則を重視し続けることは、同国南部に集中する産油州政府に必然的に莫大な石油収入の還元をもたらす一方、連邦政府や他地域の非産油州政府との間に財源配分上の著しい不均衡や不公正を招くことになるからである。このために軍事政権は、デラヴェイション原則の比重引き下げを段階的に実施していった。

表3は、デラヴェイション原則にもとづく産油州政府への財源配分比率の推移を示したものである。独立直後の1960年代、デラヴェイション原則にもとづく産油州政府への財源配分比率は鉱物関連の地代・ロイヤルティ収入の50パーセントにのぼっていた。しかし、ゴウオン軍事政権下の1971年になると、まず石油収入が陸上(onshore)と沖合(offshore)の2種類に区別され、そのうち陸上油田からの地代・ロイヤルティ収入の45パーセントのみが産油州政府に還元されるようになる。また、1975年には、その比率が20パーセントの水準にまで引き下げられ、さらに1979年には、デラヴェイション原則のための独立勘定自体が廃止されて、すべての石油収入が連邦勘定(後述)という新しい共同勘定のなかに組み入れられてしまう。そして、1981年からは産油州政府は連邦勘定の2パーセント

のみを還元されるようになる。また、1984年には、その2パーセントの算出基準が連邦勘定全体ではなく陸上油田からの収入に改められ、ついに1990年代前半には、同原則にもとづく産油州政府の財源配分シェアは陸上油田収入の1パーセントの水準まで落ち込んでしまうのである。

しかし、このようにデラヴェイション原則の比重が軍事政権下で大幅に引き下げられる一方、たとえば、ババンギダ軍事政権は、1992年、「石油鉱物産出地域開発委員会」(Oil Mineral Producing Areas Development Commission: OMPADEC)を設置して産油地域における電気や水道の整備といった開発プロジェクトの実施体制を強化しようとした。ところが、結果としてOMPADECは、組織運営やプロジェクト実施などをめぐる腐敗や不正、あるいは非効率さのために産油地域の住民の期待に十分に答えることができず、逆に強い不満や反発を招くことになる(Frynas 2001, 37-38)。他方、アバチャ軍事政権は、1994年、連邦勘定導入とともに廃止されていたデラヴェイション原則のための独立勘定を復活させ、天然資源収入の13パーセントを産出州政府に還元することに原則同意する。そして、それはアバカル軍事政権下で正式に

制定された現行の1999年憲法のなかにも条文として明記された<sup>(注12)</sup>。しかし、結局この独立勘定による財源配分は軍事政権下では実際には行われず、民政移管後の2000年になってようやく陸上油田収入の13パーセントが産出州政府に対して交付されるようになった(World Bank 2002, 11)。

こうしたデラヴェイション原則の比重引き下げは、必ずしも軍事政権ゆえの所為ではない。それは、石油収入の急増による、ある程度不可避的な財源配分の見直し作業であったといえよう。しかし、ナイジェリアでは、それが軍部支配体制のもとで恣意的かつ強権的に実施されたため、産油地域における不満感や剥奪感が著しく増大され、のちの「民族問題」に深刻な影響を及ぼすこととなった。

軍事政権による財源配分の中央集権化をめぐる第2の特徴としては、第1の点とやや重複するが、「歳入と配分の一元管理化」を挙げることができる。第1共和制時代の地域政府には、農産物流通を管理するマーケティング・ボードの利潤のほか、いくつかの比較的小規模な税源が自主財源として付与されていた。ところが、軍事政権は、まず歳入の一元管理化を進めるためにこうした下位政府の税源を段階的に縮小あるいは廃止した。具体的にいえば、軍事政権時代の1970年代には、前述した石油をめぐるデラヴェイション原則の比重引き下げのほかにも、それまで州政府歳入に組み入れられていたタバコと自動車燃料の輸入関税が連邦政府歳入へと移行されたり、マーケティング・ボードの所管が州政府から連邦政府に移されたり、州政府の税収となる個人所得税や人頭税に上限などの規制がかけられたりした。また、州政府が徴収し

ていた家畜税(jangali)や各種ライセンス料などが次々に廃止された。この結果、州政府の自主財源基盤は次第に失われ、州政府は1970年代を通じて財源の約80パーセントを中央からの交付金に依存するようになる(Suberu 2001, 52)。こうした連邦政府による歳入の一元管理化の背景には、オイルブーム期の経済的な過熱を抑制したり、州政府間に生じていた財政格差を是正したりするといった目的もあった。

そうしたなか、1979年4月、民政移管に向けた新しい財源配分システムの導入がオバサンジョ軍事政権下で決定された。それは、一部の公務員や首都の居住者の個人所得税を除く連邦政府徴収のすべての歳入を「連邦勘定」(the Federation Account)という名称の新しい共同勘定に組み入れ、それを連邦・州・地方という垂直的な3層の政府間で分配するという骨子のものであった。そして、この連邦勘定の導入によって、ナイジェリアには、連邦・州・地方のすべての政府が主に石油収入から成る同勘定にその財源をほぼ一元的に依存するという一極集中型の財源配分構造が成立するにいった。しかし、他方でそれは、中央の経済資源をめぐるまさにゼロサム的な競争をいっそう煽ることもなっていく。

ナイジェリア軍事政権による財源配分システムの中央集権化をめぐる第3の特徴としては、「連邦政府歳入の優越性」を指摘できる。連邦制が導入されたばかりの1950年代中葉、連邦歳入全体に占める連邦政府歳入と当時の地域政府歳入の割合はともに50パーセント程度であり、両者の比は1対1でほぼ拮抗していた。ところが、1950年代末頃から連邦政府歳入は州政府のそれに対して次第に優越するようになり、さら

表4 連邦勘定における垂直的な財源配分比率の推移

単位：%

年	連邦政府	州政府	地方政府	特別基金	合計
1981年	55	30.5	10	4.5	100
1992年	50	25	20	5	100
2000年	48.5	24	20	7.5	100

(出所) Suberu (2001, 54), World Bank (2002, 11-12; 2003, 32) をもとに筆者作成。

(注) 特別基金とは、連邦勘定の導入に伴ってデラヴェイション原則のための勘定が廃止されたことなどを考慮して設けられたものである。同基金のもとで産油地域開発や環境問題といった目的分野ごとに一定のシェアが割り振られている。

にゴウォン軍事政権のもとで連邦政府の財源強化が図られた結果、1970年代中葉には連邦政府歳入のシェアは60パーセントを超える。そして、連邦勘定が導入され、州政府よりも下位の地方政府にも財源配分が行われるようになると、同勘定における連邦政府のシェアは、1981年の55パーセントから1992年には50パーセントへと微減するものの、州政府のシェアも同じ時期に30.5パーセントから25パーセントへと削減されたため、結果として、地方政府を除外した、連邦政府と州政府の財源配分シェアの比は1992年の時点で2対1となり、比率的には州政府に対する連邦政府の財政的な優越性がいっそう強化されることとなった(表4参照)。

他方、ババンギダ時代以降になると、軍事政権は、構造調整プログラムの実施に伴う財政的制約などもあって、「連邦政府徴収のすべての歳入を連邦勘定に組み入れる」というそれまでのルール自体を無視するようになる。つまり、軍事政権は、独自に必要なと認めた対外債務返済や優先プロジェクト実施に要する予算分をまず歳入全体から除外し、その残りを連邦勘定に入れるようになるのである。このため、たとえば1997年の場合、連邦政府が徴収した歳入全体は4520億ナイラであったのに対して、実際に連邦勘定に組み入れられたのはその46パーセントに

あたる2080億ナイラにすぎなかった(Suberu 2001, 55)。そして、こうした軍事政権による財政操作とそれによる連邦政府歳入の優越性の増大が、他の政府や一部団体のなかに強い不満感や剥奪感を醸成し、財源配分をめぐる争奪状況をいっそう激化させることとなった。

## 2. 行政区域の細分化

行政区域の細分化という営為もまた、ナイジェリアの「民族問題」に大きな影響を与えてきた軍事政権期の制度エンジニアリングのひとつである。

前述のとおり、ナイジェリアでは、1950年代中葉、3地域から成る連邦制が導入された。しかし、北部、西部、東部の各地域では、ハウサ=フラニ人(Hausa-Fulani)、ヨルバ人(Yoruba)、イボ人という主要民族がそれぞれ支配的であり、その他の250あるいはそれ以上にものぼるといわれる少数民族は、そうした主要民族が優勢な地域のいずれかに包摂されてしまい、独自の地域を与えられてはいなかった。そうしたなか、1950年代中葉になると、少数民族による新地域設置要求が活発化する。しかし、そうした要求は、主要民族や植民地政府の反対にあって独立前には実現しなかった。また、独立後になると、1963年に中西部地域が西部地域を分割する形で新設されたが、それも主要民族間の政治的確執

や思惑が絡んだ形でなされた例外的な措置にすぎず、少数民族の要求が正当に受け入れられた結果とは必ずしもいえなかった (Osaghae 2001, 11)。地域が連邦に対して相対的に優越し、かつその地域がある特定の主要民族によって支配されているという第1共和制の状況下では、各地域に包摂された少数民族の新地域設置要求が受け入れられる可能性は高くなかった。

ところが、軍事政権の成立に伴って連邦政府の権限が大幅に強化されるようになると、そうした状況は一変する。前述のとおり、まずゴウオン軍事政権は、1967年にそれまでの4地域制を廃止して12州制を導入した。さらに、1976年にはムハマッド軍事政権のもとで19州制が導入され、次いでババンギダ軍事政権によって1987年に21州制、1991年に30州制がそれぞれ採用されている。そして、1996年には、アバチャ軍事政権下において現在の36州制が導入されるにいった。かくして、独立時に主に3地域から構成されていたナイジェリア連邦は、今日、36州にまで細分化されている (表5, 図1参照)。

こうした州の細分化あるいは新州設置は、当然のことながら文民政権下でも実施することが可能であり、事実、第2共和制下では、新州設置のための法整備が進められ、1983年には国民議会上院で46件、下院で38件の新州設置要求が根拠のある主張としてそれぞれ認められている (Forrest 1993, 84)。しかし、同年末にクーデタが発生し、共和制が崩壊してしまったため、結局、文民政権下での新州設置は実現せず、1967年以降のすべての州制度再編が軍事政権下で行われることとなった。その意味で、これまでのナイジェリアにおける新州設置とは、まさに「軍事政権のビジネス」であったといえる。

また、そうした新州設置と半ば並行して、その下位の行政区域である地方行政区 (Local Government Area: LGA) も軍事政権のイニシアティブによって断続的に細分化されてきた。ナイジェリアでは、1976年に地方行政制度改革が民政移管プログラムの一環として実施され、それまでの不統一でしばしば機能不全に陥っていた地方政府の全国標準化と活性化が図られた (Oyewo 1993, 33-36)。そして、このとき全国に301の地方政府が正式に設置された。その後、LGAの細分化が軍事政権下で進められた結果、その総数は、ババンギダ軍事政権時代の1987年に449となり、さらに1991年8月には500、同年9月には589、そして、アバチャ軍事政権時代の1996年には774へと増加した (Bello-Imam 1996, 29-30)。

ところで、こうしたLGAの新設は第2共和制期にも実施され、同共和制成立当初の1979年に301であったLGA数は、1983年には形式的には1000を超えるまでになっている (Bello-Imam 1996, 24-25)。しかし、その後成立したブハリ軍事政権がこうした文民政権下での無秩序かつ恣意的なLGA新設を無効とし、その総数をもとの301に戻してしまったために、結局、第4共和制成立までのすべての新LGA設置が実質的には軍事政権下で行われることとなった。その意味で、新LGA設置もまた、新州設置と同様に少なくとも第4共和制成立までは「軍事政権のビジネス」にほかならなかった。

このように軍事政権が州とLGAという行政区域の細分化を積極的に推進したのには様々な目的があり、また、そうした目的は時代とともに微妙に変化してもきた。たとえば、ゴウオン軍事政権が1967年に4地域制を廃止して12州制

表5 地域・州の細分化

1960年 (3地域)	1963年 (4地域)	1967年 (12州)	1976年 (19州)	1987年 (21州)	1991年 (30州)	1996年 (36州)		
北部 (Northern)	北部	北西部 (North-Western)	ソコト	ソコト	ソコト	ソコト (Sokoto)		
					ケビ	ザンファラ (Zamfara) ケビ (Kebbi)		
		北東部 (North-Eastern)	ナイジャー	ナイジャー	ナイジャー	ナイジャー	ナイジャー (Niger)	
			ボルノ	ボルノ	ボルノ	ボルノ	ボルノ (Borno)	
			バウチ	バウチ	バウチ	ヨベ	ヨベ (Yobe)	
			ゴングラ (Gongola)	ゴングラ	バウチ	バウチ	バウチ (Bauchi) ゴンベ (Gombe)	
		北中部 (North-Central)	カドナ	カドナ	カドナ	カドナ	カドナ (Kaduna)	
			カツィーナ	カツィーナ	カツィーナ	カツィーナ	カツィーナ (Katsina)	
		ベヌエ=プラトー (Benue-Plateau)	プラトー	プラトー	プラトー	プラトー	プラトー (Plateau) ナサラワ (Nassarawa)	
			ベヌエ	ベヌエ	ベヌエ	ベヌエ	ベヌエ (Benue)	
		西中部 (West-Central)	クワラ	クワラ		クワラ	クワラ (Kwara)	
			カノ	カノ	カノ	カノ	カノ (Kano)	
		東部 (Eastern)	東部	東中部 (East-Central)	アナンブラ	アナンブラ	アナンブラ	アナンブラ (Anambra)
							エヌグ	エヌグ (Enugu)
					エボンイ	エボンイ (Ebonyi)		
イモ	イモ				アビア	アビア (Abia)		
南東部 (South-Eastern)	クロス・リバー			クロス・リバー	クロス・リバー	クロス・リバー	クロス・リバー (Cross River)	
				アクワ・イボン	アクワ・イボン	アクワ・イボン	アクワ・イボン (Akwa Ibom)	
	リバース (Rivers)			リバース	リバース	リバース	リバース (Rivers) バイエルサ (Bayelsa)	
西部 (Western)	西部			西部	オヨ	オヨ	オヨ	オヨ (Oyo)
							オシュン	オシュン (Osun)
						オグン	オグン	オグン (Ogun)
			オンド		オンド	オンド (Ondo)		
		中西部 (Mid-Western)	中西部	ベンデル	ベンデル	エド	エド (Edo)	
						デルタ	デルタ (Delta)	
連邦首都	ラゴス	ラゴス	ラゴス	ラゴス	ラゴス (Lagos)			
			(アブジャ)	(アブジャ)	アブジャ アブジャ (Abuja)			

(出所) Forrest (1993, 50), Osaghae (1998a, 229, 295), Wright (1998, 51) をもとに筆者作成。

(注) ナイジェリアの地域・州の再編は、原則として既存の地域・州を分割する形で進められたが、隣接する複数の州の一部分を合併するといった例外的な措置もとられた。また、隣接する州の一部境界線の変更なども行われた。本表には、煩雑さ避けるため、そうした例外的で小規模な再編などは必ずしも十分に反映されていない。



を導入した主な目的のひとつは、前述したとおり、東部地域を複数の州に解体することで諸民族間の分断を図り、連邦からの同地域の分離を阻止することにあった。また、ゴウオンは、12州制を導入することによって、ひとつの州が連邦全体の脅威となったり、連邦を支配したりする危険性を低減することも考えた。しかし、1970年代に入って、一方でピアフラ戦争のような国家分裂の危機が去るとともに軍事政権のもとで中央集権化が進められ、他方で莫大な石油収入が国庫に流入してくるようになると、行政区域の細分化の主な目的は、そうした中央に集中する権力と資源を分配し、それによって支配の正当性と政権の安定性を確保することへと大きくシフトしていく。広範な権限をもち、自立性が比較的高かった第1共和制時代の地域という行政単位とは異なって、軍事政権時代の州とLGAは政治的にも経済的にも中央に大きく依存するようになっており、軍事政権は、そうした資源分配のためのいわば「受け皿」と化した州とLGAを次々に新設し、それを様々なコミュニティや民族にいわば「分与」することによって、諸集団の欲求を充足し、軍事政権への支持を獲得し、政権の安定化を図ろうとしたのである。

また、軍事政権は、諸集団の要求に単に応えて州やLGAを新設してただけでなく、そう

した要求運動を間接的に煽ってさえきた。表6は、州政府間での水平的な財源配分比率の推移を示したものである。同表によると、中央から州への交付金は、1970年には全体の50パーセントが各州で均等割りされ、残る50パーセントは各州の人口規模にもとづいて配分されていた。こうした「均等」と「人口」という2つの基準を重視する財源配分比率は、もともとゴウオン軍事政権下で採用されるようになったものであり、それはその後の軍事政権時代を通じて大きく変更されることはなく、たとえばババンギダ軍事政権時代の1990年の時点でも、州への交付金の40パーセントは「均等」、30パーセントは「人口」にもとづいて配分されていた。

しかし、こうした配分比率は、諸集団が新州設置要求運動を活発化させるひとつの重要なインセンティブともなってきた。というのも、特に「均等」が重視される水平的な財源配分比率のもとでは、独自の州あるいはより多くの州を持てば、以前よりも確実に多くの交付金を獲得することが可能となるからである。このため、少なくとも第1共和制まで、新地域設置を要求するのは、独自の地域を持たない少数民族がほとんどであったが、軍事政権時代以降になると、こうした「均等」重視の水平的な財源配分比率が重要なインセンティブとなって、すでに独自の州を持っている主要民族までもが、新州の設

表6 州政府への水平的な財源配分比率の推移

単位：%

年	配分の基準					合計
	均等	人口	歳入創出努力	土地・地勢	社会開発要素	
1970年	50	50	-	-	-	100
1981年	40	40	5	-	15	100
1990年	40	30	10	10	10	100

(出所) Suberu (2001, 59) をもとに筆者作成。

置あるいは既存の州の細分化を次々に要求してくるようになる。そしてこの結果、軍事政権は、そうした諸集団からの要求に応じるという形式をとって新州を設置し、それによって政権の正当性や諸集団からの支持を獲得することができた。しかし、その一方で、こうした軍事政権期の水平的な財源配分比率は、多様なコミュニティや民族を州やLGAの設置要求運動に過剰に駆り立て、社会的な亀裂を深めるという負の機能をも果たしてきたといえる。

このほか、行政区域の細分化は、境界線の確定、州都の選定、地方政府庁舎の移転、公的資産の分割などをめぐる住民抗争や対立をナイジェリア各地で生み出してもきた。その意味で、行政区域の細分化という軍事政権期の制度エンジニアリングは、「民族問題」のいわば「細分化」(拡散化)をももたらしてきたといえよう。

### 3. 連邦的性格原則の強調

これまでナイジェリアで成立した8つの軍事政権のうち、ムハマッド、オバサンジョ、ババンギダ、アバチャ、アブバカルという5つの軍事政権下において、憲法の立案・制定作業が実施されてきた。そして、こうした軍事政権による憲法制定プロセスのなかで形成され、その後広く推進されるようになったのが、「連邦的性格」(the federal character)というナイジェリア独自の原則にほかならない。この原則もまた、前述した財源配分の見直しや行政区域の細分化と同様、ナイジェリアの「民族問題」に大きな影響を及ぼしてきた。

連邦的性格のひとつの史的淵源は、1975年10月にムハマッドが憲法起草委員会の設立会合で行ったスピーチにまで遡るといわれている(Afigbo 1989, 3; Bach 2003, 4; Ekeh 1989, 29-30)。

そのなかでムハマッドは、新共和制下における大統領・副大統領の選出と閣僚の任命にあたっては、ナイジェリアの連邦的性格が反映されるべきである、と語った。そして、このムハマッドの提案が憲法起草委員会の審議などをへて1979年憲法のなかに正式に盛り込まれることとなった。同憲法によれば、ナイジェリアの連邦的性格とは、「国民統合を促し、国家への忠誠心を培い、ナイジェリアのすべての市民に国家への帰属意識を与えようとする、ナイジェリアの諸集団独特の願望」(第277条)と定義されている。しかし、この定義は単に抽象的であるばかりか、「性格」(character)を「願望」(desire)と同一視しているという点で必ずしも適切なものとはいえない(Afigbo 1989, 5)。

連邦的性格あるいはそれをめぐる原則とは、より具体的かつ平易な表現をするならば、「連邦の地域的・民族的な多様性を公職ポストの分配に適切に反映させるという原則」ともいうべきものであり、それは1979年憲法ではむしろ第14条3項のなかに最も端的に示されている。同項は、「連邦政府あるいはそのいかなる機関の構成と活動も、ナイジェリアの連邦的性格と国民統合の必要性を反映した方法でなされるべきであり、また、それらの構成と活動は、一部の州、民族あるいはその亜集団の出身者が政府あるいはそのいかなる機関においても支配的にならないようにし、国家への忠誠心を集める方法でなされるべきである」と定めている。また、第14条4項でも、州政府と地方政府について同様の規定が設けられ、それらの構成や活動にあたっては連邦的性格に準じた「所管区域内にいる諸集団の多様性」を考慮すべきことが定められている。このほかにも同憲法には、たとえば、



大統領選挙の当選者は3分の2以上の州において4分の1以上の得票率を確保しなければならないこと(第126条2項), 大統領は各州から少なくとも1名の閣僚を任命すべきこと(第135条3項), 大使や事務次官などの任命にあたっては連邦的性格が考慮されるべきこと(第157条5項), 国軍の人員構成には連邦的性格が反映されるべきこと(第197条2項)などの連邦的性格に関する様々な規定が盛り込まれた。

そして, 1979年憲法以降, 連邦的性格はナイジェリア政治における重要な原則として広く受容されていくことになる。たとえば, 第2共和制においては, 与党ナイジェリア国民党が連邦的性格にもとづいたゾーン・システムという選任システムを採用している。ゾーン・システムとは, 全国を北部, 西部, 東部, 少数民族地域の4つのゾーンに分け, 連邦レベルでは党首, 大統領, 副大統領, 上下両院議長など, 州レベルでは州知事, 副知事, 州議会議長などの主要な公職ポストの候補者をゾーン間のバランスに配慮しながら選出する制度のことをいう(室井1991, 47)。また, ババンギダ軍事政権下で策定された1989年憲法では, 連邦的性格に対して初めて“doctrine”という強い表現が正式に用いられるようになった(Bach 2003, 4)。さらに, アバチャ軍事政権下では, 全国を6つの地政ゾーンに分け, 大統領, 副大統領, 首相, 副首相, 上院議長, 下院議長という6つの主要ポストを5年毎に30年の歳月をかけてゾーン間でローテーションさせるという提案がなされているし, 1996年には連邦的性格原則の遵守状況を監視するための連邦的性格委員会が設置されている。結局, ローテーション・システムは現行の1999年憲法のなかには盛り込まれなかったものの,

同憲法は1979年憲法の連邦的性格に関する規定をほぼそのまま踏襲するとともに, 新たに連邦的性格委員会に関する条文を設けるなど, 同原則を堅持していく姿勢をいっそう鮮明にしている。

こうした連邦的性格原則は, オランダやベルギーなどの経験を通じて提起されるようになった「多極共存主義」(consociationalism)という政治学の分析概念といわば親和的な関係にあるといえる。多極共存主義とは, 社会が民族, 宗教, 言語などにもとづく複数のサブカルチャーに分かれていながら, それぞれのエリートの妥協によって社会の解体や多数派による支配が回避されているような体制のことであり, そこでは, 多数決原理ではなく比例性原理やコンセンサスが重視され, 少数派を統治に参加させる仕組みが設けられている。そして, 公職ポストを連邦内の多様な集団に広く分配しようとするナイジェリアの連邦的性格原則は, こうした多様なサブカルチャー集団の共存を謳う多極共存主義と基本的な考え方を共有しているといえる。

しかしその一方で, 多極共存主義と連邦的性格原則の間には, 強調点をめぐって微妙な相違がみられることにも留意しておきたい。特に多極共存主義では, 広範な代表性の確保によって民主的な体制を安定的に運営することが重視されるのに対して, ナイジェリアの連邦的性格原則においては, たしかに代表性の確保は表面的には謳われるものの, 実態としては民主的な体制が一義的に追求されるのではなく, むしろ公職ポストの分配によって政治的安定を確保することにその力点が置かれている。つまり, 「連邦的性格原則とは, 分配(sharing)に関するものであって, 寄与(contributing)に関するもの

ではない」(Ekeh 1989, 32) のであり、その意味でそれは、前述した財源配分の見直しや行政区画の細分化と同様、軍事政権が資源分配のために展開してきた制度エンジニアリングの一形態として位置づけることができる。

しかし、連邦的性格原則は、公職ポストを広く分配することによって一部のコミュニティや民族の不満を緩和することには貢献したが、その一方で、やはり「民族問題」の深刻化を招来してもきた。たとえば、エケーは、連邦的性格原則の適用が促進された結果、それまで亀裂がみられなかった同一民族のなかにも公職ポストの獲得をめぐる対立が生じてきたこと、連邦的性格原則という恒常的な解決策の導入によって、それまで流動的であった民族的アイデンティティとそれをめぐる問題が逆に固定化されてしまったこと、そして、同原則の適用によって公職をえることが難しくなった集団のなかに疎外感が醸成され、結果として国家よりも自分の帰属集団に対する忠誠心の方が強化されるようになったことなどを指摘している (Ekeh 1989, 33-34)。また、オサガエも、民族と州・LGA が必ずしも1対1の対応関係にはなっていない状況があるにもかかわらず、連邦的性格原則にもとづくポスト分配が基本的に州・LGA 単位で行われてきたために、各州・LGA 内で優勢な民族が同原則から裨益できたのに対して、劣勢な民族は相変わらず公職ポストの分配から疎外され、結果として民族間の確執が逆に強められてきたという点を指摘している (Osaghae 1998b, 19)。

以上、本節では、財源配分の見直し、行政区画の細分化、連邦的性格原則の強調という、ナイジェリアの軍事政権による制度エンジニアリ

ナイジェリアにおける「民族問題」と制度エンジニアリングの3つの側面に焦点をあて、それらが「民族問題」との関連においていかに展開されてきたのかを詳細に考察してきた。結局のところ、こうした軍事政権による制度エンジニアリングとは、権力と資源の分配をめぐるルール操作にほかならないのであって、そうしたルール操作は、資源争奪をめぐる諸集団間の対立を先鋭化させる方向にしばしば機能してきたといえる。

続いて次節では、今度は「民族問題」の側に焦点をあて、それが軍事政権の制度エンジニアリングとの関連においていかに変容してきたのかを具体的に考察していく。

## 「民族問題」の変容

### 1. 原住民問題、古い「民族問題」、新しい「民族問題」

マムダニは、アフリカにおける植民地支配の遺制について考察した著書のなかで、「ごくわずかな少数派外国人が多数派原住民をいかに統治するのか」という「原住民問題」(the native question) に直面した植民地支配者が、直接統治と間接統治という2つの統治形態を展開するようになった点を指摘している (Mamdani 1996, 16)。いま仮に、こうしたマムダニの指摘を採用するならば、植民地時代のナイジェリアにおいても、原住民問題に対応する必要性から、まずラゴスのような直轄植民地では直接統治が、次いで北部ナイジェリアのような保護領では伝統的支配者を介した間接統治がそれぞれ導入された。しかし、植民地時代後期に入ってナショナリズムの動きが本格化し、植民地の自治権獲得や独立の達成が俎上に載せられるようになると、こうした植民地支配者と被支配民の間の関

係性を問う原住民問題に代わって、「ナイジェリアの枠組みを保ちながら、自立、安全、権力、資源などに対する諸民族の欲求をいかに相互に充足していくのか」という民族間の関係性を問う、今日でいうところの「民族問題」の視角が重要性を増すこととなった。そして、イギリスの植民地支配者とナイジェリアのナショナリストがそうした「民族問題」状況への対応策として脱植民地化の過程で最終的に採用した政治制度こそ、連邦制にほかならなかった。このようにナイジェリアでは、植民地時代に原住民問題への対応として直接統治と間接統治が展開されたのに対して、脱植民地化の動きが本格化するようになると、「民族問題」が萌芽し、それへの対応として連邦制が導入されるにいたったのである。その意味では、ナイジェリアにおける「民族問題」と連邦制の基本的な関係性とは、「『民族問題』の解決」を<目的>とし、連邦制をそのための<手段>とするものであった。

ところが、いうまでもなく、こうした<手段目的>の関係は容易に<原因 結果>の関係に転化してしまうものであって、本稿でみてきたとおり、その後のナイジェリアにおける「民族問題」と連邦制の関係性もまた、その例外ではなかったといえる。すなわち、もともと「『民族問題』の解決」(目的)のための<手段>として導入されたはずの連邦制が、軍事政権による制度エンジニアリングのプロセスのなかで、「『民族問題』の深刻化」(結果)をもたらす<原因>と化してきたのである。しかし、もう少し厳密な表現をするならば、軍事政権による制度エンジニアリングは、一方で「古い『民族問題』」を解決するための<手段>としてある程度機能してきたものの、他方で「新しい『民族

問題』」を生み出し、それを深刻化させる<原因>ともなってきた、というべきかもしれない。

ナイジェリアにおける「古い『民族問題』」は、少なくとも第1共和制期までは、大きく分けて2つの対立軸をめぐって展開されていた。第1は、ハウサ=フラニ人、ヨルバ人、イボ人という3つの主要民族間の対立関係である。特に、ハウサ=フラニ人とイボ人の対立は、1966年に発生した2度の軍事クーデタによって一挙に先鋭化され、ビアフラ戦争という国家分裂の危機を招く大きな要因となった。第2は、同一地域内における主要民族と少数民族の間の対立関係である。前述のとおり、1950年代中葉、主要民族を中心とした3地域から成る連邦制が確立されると、各地域に内包された少数民族が主要民族による支配を嫌って新地域の設置を要求するようになる。たとえば、西部地域ではヨルバ人支配に反発するエド人(Edo)などが中西部地域を、東部地域ではイボ人支配を嫌うイビビオ人(Ibibio)やイジョ人(Ijaw)がカラバー・オゴジャ・リバーズ地域を、そして、北部地域ではハウサ=フラニ人からの分離を求めるティブ人(Tiv)などがミドル・ベルト地域の新設をそれぞれ要求した。

しかし、こうした「古い『民族問題』」は、その後の軍事政権による制度エンジニアリングの影響などもあって、かなりの程度緩和されてきた。ところがその一方で、そうした軍事政権による制度エンジニアリング、あるいは権力と資源の分配をめぐるルールの操作は、「新しい『民族問題』」を生み出してきただけである。特に1980年代後半以降のナイジェリアでは、構造調整プログラムなどの影響も加わって、「コミュニティの紛争」(communal conflict)と総称さ

れる様々な形態の抗争や暴力事件が多発するようになってきている(望月 2001, 214)。それらのなかには、たとえば、土地の境界線や首長位をめぐる旧住民と新住民の抗争、州やLGAのレベルでの政治的主導権をめぐる暗殺や襲撃事件、農地や牧草地をめぐる遊牧民や農耕民の対立、シャリーア刑法典の導入などをめぐるムスリムとクリスチャンの間の暴動、産油地域での少数民族と国軍・警察の衝突、「エスニック・ミリシア」と総称される民族単位の青年武装組織の台頭と抗争などが含まれる。

こうした「新しい『民族問題』」の形態は実に多様であって、それらの個別具体的な事例を詳細に考察することは本稿の守備範囲をはるかに超えている。むしろ本稿では次項において、「新しい『民族問題』」の潮流にみられるいくつかの特徴を整理し、それらが軍事政権の制度エンジニアリングとの関連においていかに形成されてきたのかを検討することにした。

## 2. 新しい「民族問題」の特徴

1980年代後半をひとつの境にして顕在化してきた「新しい『民族問題』」の潮流には、少なくとも以下のような3つの特徴がみられる。

第1に、「問題のマイクロ化とそれに伴う拡散化傾向」が挙げられる。前述したとおり、植民地時代後期や第1共和制期のナイジェリアにおける「古い『民族問題』」は、地域や国家といったマクロなレベルでしばしば展開され、その一部は実際にビアフラ戦争という国家的危機にまで発展した。これに対して、軍政下でみられるようになった「新しい『民族問題』」は、軍事政権による強権支配や制度エンジニアリングの影響もあって主にマイクロなコミュニティ・レベルの紛争として展開されてきたのであり、そ

れらに起因する暴動や抗争の規模も、200万人にも及ぶ犠牲者を出したかつてのビアフラ戦争と比べれば格段に小さなものとなっている。

しかし、その一方で、こうしたマイクロ化あるいは「細分化」の現象は、「民族問題」の拡散化傾向をもたらしてもきた。今日のナイジェリアにおいて「民族問題」が最も先鋭化した形で噴出している地域は、少数民族が石油収入の配分や環境破壊をめぐる不満感や疎外感を募らせている同国南部のナイジャー・デルタ、ラゴスやカノといったマルチ・エスニックな諸都市、少数民族や宗教コミュニティが混在する同国中部のミドル・ベルトなどであるが、そうした地域以外にも、いまや「民族問題」とその火種はナイジェリア国内に広く遍在しているといえる。もちろん、旧住民と新住民、ムスリムとクリスチャン、南部出身者と北部出身者、遊牧民と農耕民といった対立構図で語られることが多い、そうした住民同士の対立関係は、かなり古くからみられるものであり、それ自体はけっして新しい現象とはいえない。しかしながら、軍事政権が、制度エンジニアリングの過程において、権力と資源を中央に集中させる一方、それらをより細かいレベルまでしばしば恣意的に分配しようとしてきた結果、これまで伝統的な確執がみられなかったコミュニティにおいても、また、そうした確執が以前から存在していたコミュニティにおいても、新たな資源争奪をめぐる対立状況が生み出されるようになった。特に、社会的文化的な亀裂や対立関係が伝統的に存在し、それが軍事政権の制度エンジニアリングによって再燃した具体的な事例としては、1997年にナイジェリア南部の都市イレ・イフェで発生した、イフェ地区とモダケケ地区の住民による抗争事

件が挙げられよう。ヨルバ人が多く居住するイレ・イフェでは、「旧住民」を主張するイフェ地区の人々と「新住民」とされるモダケケ地区の人々の間に古くから確執が存在していたが、そこに新しいLGAの設置とそれに伴う地方政府庁舎の移転をめぐる問題が生じたことで、そうした両者の伝統的確執が政治的対立へと一挙に転化し、襲撃事件や衝突が繰り返される事態となった（望月 2001, 217-219）。

「新しい『民族問題』」の第2の特徴としては、「集団的な権利意識の高揚とそれに伴う連邦政府の敵視化傾向」が挙げられる。「古い『民族問題』」なかでもかつての少数民族問題は、1960年代のティブ人による反乱やイジョ人の武装蜂起などを例外とすれば、主要民族の支配を嫌う少数民族が独自の地域・州の設置を連邦政府に対して求めるといった、いわば「平和的な手段による請願」として展開されることが多かった。そしてそこでは、少数民族の「敵」は隣接する主要民族やそれが支配する地域・州政府とされ、連邦政府はむしろ少数民族の「味方」とみなされていた。独立前夜の1957年11月から1958年4月にかけてナイジェリアを訪れ、少数民族問題に関する現地調査を実施したイギリス王立委員会も、その最終報告書のなかで、「私たちの第1の任務は、少数民族が抱く恐怖心について調査することであったが、そこで表明された恐怖心のすべてが、主要民族に帰属すると考えられている地域政府に対してのものであった。連邦政府に対する恐怖心を表明した少数民族はみられなかった」と述べている（Colonial Office 1958, 2）。

ところが、軍事政権による制度エンジニアリングのプロセスのなかで、そうした少数民族問

題の様相は大きく変容していく。なかでも顕著な変化がみられたのは、ナイジャー・デルタにおける少数民族問題であった。前述のとおり、軍事政権は、行政区域の細分化によってナイジャー・デルタを含む各地の比較的規模の大きな少数民族に州を付与し、権力と資源の分配を部分的に推進したが、他方で特に産油地域に関しては、財源配分を見直してデラヴェイション原則の比重を引き下げ、同地域への石油収入の還元を大幅に抑制してもきた。この結果、産油地域であるナイジャー・デルタの少数民族は不満感と剥奪感を募らせ、やがて自分たちの土地から産出される天然資源の所有権や連邦内における他の民族との対等な政治的地位を、いわば「人民の権利」(people's rights)あるいは「集団の権利」(group's rights)として要求するようになる。

ところで、これまでナイジェリアの憲法は、個人の基本的人権だけではなく、集団的な権利についてもある程度保障してきた。しかし、そうした集団的な権利が憲法上で保障されてきたのは州あるいはコミュニティであって、民族ではなかった。だからこそ、憲法の連邦的性格原則は、一方で民族的な多様性を公職ポストの分配に反映させることの重要性を説きながら、他方で実際にはそのポスト分配を、たとえばヨルバ人といった民族単位ではなく、ヨルバ人が多く居住するオヨ州といった州単位で行うように定めてきたのである（Momoh 2002, 22）。そして、このように集団的な権利が民族には認められていない状況のなかで、少数民族は、1980年代後半以降、自民族の政治的、経済的、社会的、文化的な自立を「集団の権利」として主張するようになったのである。そうした集団的な権利意

識の高揚は、オゴニ人が1990年に採択した「オゴニ権利章典」(Ogoni Bill of Rights)という宣言文のなかに端的に読み取ることができる。

しかし、少数民族の集団的な権利意識の高まりは、かつてのような主要民族の支配に対する恐怖感からではなく、軍事政権による経済的搾取や政治的冷遇への強い不満感から生じてきたものであり、そのためにそれは、以前のような「平和的な手段による請願」としてではなく、治安部隊との武力衝突や石油関連施設の襲撃・占拠といった「暴力的な手段による要求」の形でしばしば表面化してきた。また、こうした変化に伴って、少数民族は、連邦政府をかつてのような「味方」としてではなく、むしろ「敵」として強く認識するようになる。とはいえ、強権的な軍事政権時代には、少数民族が連邦政府に対して露骨に対決を挑むということは容易ではなく、むしろオゴニ民族生存運動(Movement for the Survival of Ogoni People: MOSOP)の活動にみられるように、連邦政府の存在をしばしば無視し、環境汚染への補償などを石油会社に対して直接要求するといった巧みな戦術がとられた。しかし、民政移管後になると、ナイジャー・デルタを始めとする各地で治安部隊と少数民族住民の衝突が多発するようになり、連邦政府との対決姿勢が一部の少数民族のなかで強まるようになった。つまり、やや逆説的に聞こえるかもしれないが、ナイジェリアにおける「新しい『民族問題』」は、前述のとおり以前よりも「細分化」(マイクロ化)されたレベルで展開される一方で、そこにおける「敵」は逆に中央の連邦政府へといわば「集約化」(マクロ化)される傾向を部分的にみせているのである。

「新しい『民族問題』」をめぐる第3の特徴と

ナイジェリアにおける「民族問題」と制度エンジニアリング

しては、「土着性をめぐる意識の強化とそれに伴う差別・対立の深刻化傾向」が挙げられる。たとえば1979年憲法は、前述のとおり、第135条3項において、大統領が連邦的性格原則にもとづいて各州から少なくとも1名の閣僚を任命することを定めているが、同項はまた、その被任命者が各州の「土着者」(indigene)でなければならぬと規定している。また、1999年の現憲法にもこれと同様の規定が第147条3項にみられる。ただし、「土着者とは誰か」については、いずれの憲法も明確に定義していない。しかし、両憲法は、「両親あるいは祖父母のなかのいずれかの者が当該州の土着的なコミュニティの構成員である者」に対して「帰属する」(belong to)という表現を用いるとしており<sup>(注13)</sup>、このために、従来から土着者についてもこれにほぼ準じた解釈が適用されてきた(Bach 1997, 337)。つまり、たとえば大統領が各州から閣僚を任命する場合、その被任命者は、当該州で単に生まれた者やそこに居住している者ではなく、両親が祖父母のなかのいずれかの者がその州の土着的コミュニティの構成員である者でなければならぬと考えられてきたのである。

ナイジェリアでは、このように州やコミュニティに帰属すること、あるいはそれに伴う権利と義務の総体のことを「土着性」(indigeneity)と呼ぶ。それは、州レベルでいえば、「州民としての市民権」(state citizenship)にかなり近い概念であり、その大きな特徴は、これまでそうした土着性が、居住地や婚姻関係ではなく、血統や血縁関係によって主に規定されてきた、という点にある。

たとえば、ナイジェリアでは、南部のある男性が北部の州に転居し、1年間そこに居住して

納税の義務を果たせば、法的には投票権をえることができる。しかし、同州にどれほど長く居住し、そこで納税の義務を果たしても、その男性が州の土着者すなわち「完全なる市民権を持った州民」とみなされることはほとんどない。というのも、その男性は血統的には南部のいずれかの州の土着者だからである。また、ある女性が北部の州で生まれ育ち、たとえその州の男性と結婚しても、もし彼女の両親と祖父母がみな南部の土着者であるならば、彼女もまた南部の州の土着者と位置づけられてしまい、北部の州の「土地の子 (son of the soil) とはみなされない。もちろん、こうした血統主義的な土着性の原理や解釈が複雑な現実世界のなかで常に理路整然と機能しているわけではなからう。しかし、このようにある州で生まれ、あるいはそこに長年居住しているにもかかわらず、その州の土着者とみなされない者 たとえば、北部で生まれたイボ人や南部に居住するハウサ＝フラ二人 は、連邦的性格原則にもとづく大臣や大使といった政府要職の任命から、公務員の採用、州立大学での授業料支払や奨学金受給、さらには小学校への入学許可にいたるまで、生活の様々なレベルと場面において、「非土着者」(non-indigene) としての差別的待遇に晒される危険性を孕んでいる (Bach 1997, 337-342)。

こうした血統主義的な土着性やそれにもとづく差別もまた、けっして新しい現象ではない。しかし、軍事政権の制度エンジニアリングによって、一方で州や LGA が細分化され、他方でそれらを基本単位とする資源分配のルールが制度化されるなかで、「誰が土着者か」という土着性の問題が資源争奪をめぐる重要性をおびるようになり、特にその血統主義的な解釈や意

識が以前にも増して強化されつつあるといえる。そして、こうした血統主義的な土着性の解釈や意識の強化は、当然のことながら、コミュニティや民族間の融和を妨げ、社会的な亀裂や確執を悪化させる一因ともなってきた。この点に関して、たとえばバックは、連邦的性格原則のような多極共存主義的アプローチが、ナイジェリア人のなかに国民意識ではなく偏狭な土着性の帰属意識を逆に醸成し、結果として集団的な対立を煽ってきたと指摘した上で、それをナイジェリア連邦制の「ブーメラン効果」と表現している (Bach 1989, 1997)。

## むすびにかえて

これまで本稿では、ナイジェリアの「民族問題」と軍事政権期の制度エンジニアリングの関連性について様々な史的考察を試みてきた。ここでは最後に、これまでの議論の流れを整理するとともに、ナイジェリアの「民族問題」をめぐる近年の動向について若干触れることで本稿のむすびにかえたい。

本稿では、まず第 節で連邦制の成立や軍事政権の展開といった史的背景を概観したのち、第 節では、中央集権志向の財源配分の見直し、州・LGA といった行政区域の細分化、連邦的性格原則にもとづく公職ポストの分配という3つの分野に焦点をあて、そうした諸分野において軍事政権の制度エンジニアリングが具体的にどのような形で展開され、それらが「民族問題」の深刻化にいかなる影響を及ぼしてきたのかを詳細に考察した。また、続く第 節では、今度は「民族問題」の側に注目し、それが軍事政権による制度エンジニアリングの影響を受け

ていかに変容してきたのかを論じた。特に、1980年代後半から顕著にみられるようになった『新しい『民族問題』』の特徴を、第1に、問題のミクロ化とそれに伴う拡散化傾向、第2に、集団的な権利意識の高揚とそれに伴う連邦政府の敵視化傾向、そして第3に、土着性をめぐる意識の強化とそれに伴う差別・対立の深刻化傾向、に整理し、各特徴の詳細な分析を試みてきた。そして、冒頭でも指摘したとおり、こうした考察全体を通して、「ナイジェリアにおける軍事政権期の制度エンジニアリングは、今日の『民族問題』を生み出す重要な構造的要因のひとつとして機能してきた」という本稿の中心的メッセージを論証してきた。

とはいえ、本稿は、軍事政権期の制度エンジニアリングがナイジェリアにおける今日的な「民族問題」の深刻化をもたらした唯一の原因である、と主張するものではけっしてない。むしろ、個別具体的な「民族問題」やそれに起因する紛争には多様な原因や契機があるはずであり、「民族問題」の原因のすべてを軍事政権期の制度エンジニアリングに一元的に帰すことはできない。あくまで本稿の主張とは、軍事政権による制度エンジニアリングが、ナイジェリアにおける権力と資源の分配のあり方を大きく変化させたことで、一方で「古い『民族問題』」を緩和し、他方で「新しい『民族問題』」を生み出す構造的要因のひとつとして機能してきた、というものにほかならない。

ところで、本稿の冒頭で言及した2004年5月のプラトー州に対する非常事態宣言は、その後、同州の治安回復を受けて当初の予定どおり半年間で解除された。しかし、その一方でオバサンジョ大統領は、同年12月、「国民対話」(The

National Dialogue) というまったく新しい国民参加型会議を2005年に開催するとの意向を表明し、そのための準備委員会を設置した。実はナイジェリアでは、1993年6月に実施された大統領選挙の結果が当時のババンギダ軍事政権によって無効とされた事件をひとつの契機として、これに強く反発する南部の諸民族、特にヨルバ人の中で「民族問題」への関心が急速に高まり、その組織や政治指導者が「全権国民会議」(Sovereign National Conference: SNC) という会議の開催を連邦政府に対して強く要求してきたという経緯がある(Omitoogun and Onigu-Otite 1996, 5)。オバサンジョ大統領が「国民対話」の開催を決めた背景にも、こうした10年以上にも及ぶ、南部を中心としたSNC開催要求の流れが影響していたといえよう。

SNCは、もともとベニンなどの仏語圏アフリカ諸国の民主化過程でみられるようになった「国民会議」(conférence nationale)をひとつのモデルとしている。しかし、ナイジェリア南部の諸民族が開催を要求するようになったSNCのイメージは、実は仏語圏アフリカ諸国の国民会議とはかなり異なっていた。というのも、SNCの場合、その名称のなかにある“National”という語は、実は「ナイジェリア国民」(the Nigerian people)のことではなく、「諸民族」(ethnic nationalities)のことを意味するものとしてしばしば理解され、また、その参加者についても、国民や市民社会の代表者というよりも、むしろ各民族の利益代弁者であることが求められてきたからである(Harnischfeger 2004, 437)。つまり、ナイジェリアのSNCとは、「国民会議」というよりも、むしろ諸民族の代表者が一堂に会する「民族会議」のことであり、その主要議



題として想定されてきたのは、どちらかといえば市民と国家の関係性を問う民主化問題というよりも、むしろ民族間あるいは民族と国家の関係性を問う「民族問題」であったといえる。

オバサンジョ大統領が提案した「国民対話」は、その後、正式名称を「国民政治改革会議」(National Political Reform Conference)とすることが決められ、2005年2月から3カ月間の会期で開催されることとなった。しかし、その参加者400名のうち、大統領推薦者が50名、州知事推薦者が216名(36州から各6名)を占め、残りが労働組合や専門職団体といった各種団体からの推薦者になるということ、その主な議題が政党制度、選挙制度、憲法改正問題などになるということ、そして、そこでの決議には法的拘束力が与えられないということなどを勘案すると、今回の「国民対話」は、諸民族の代表者が「民族問題」や連邦制のあり方について議論するという従来のSNCのイメージからは乖離したものと いわざるをえない。このために南部の民族組織や政治指導者のなかには、今回の「国民対話」が当初想定されていたような「民族対話」とはなっておらず、また、同会議の決議が法的拘束力を持たないことなどをもって、それへの不参加を表明する声も聞かれた。

2005年2月に始まった「国民対話」がナイジェリアの「民族問題」にいかなる影響を及ぼすのかについては現時点(2005年4月)で予想することは難しく、その詳細な研究は今後委ねるほかない。しかし、一党制のような権威主義体制下における形骸化した議会ならばともかくも、複数政党制選挙にもとづく国民議会が一応存在しているにもかかわらず、それとは別にこうした擬似国会的な会議体を設置しなければな

らないところに、ナイジェリアという国家の現実とその民主政治の困難さが映し出されているように思われてならない。

ナイジェリアでは、1999年に民政移管が実現し、長い軍事政権時代が終わりを告げた。しかし、本稿で詳述してきたとおり、軍事政権の制度エンジニアリングによって醸成された「民族問題」は、民政移管後になっても沈静化の兆しをみせず、むしろ深刻化する様相さえ呈している。そして、それは、民主化定着を阻害する重要な要因ともなっているのである。

ナイジェリアは、たしかに長年にわたる軍部支配の軛からようやく解放されはしたものの、いまなおその遺制を生きている。

(注1) *Africa Research Bulletin: Political, Social and Cultural Series*. 41(4) 2004 April 1-30: 15727.

(注2) 2004年5月のプラトー州に対する非常事態宣言の詳細については、望月(2004)を参照されたい。

(注3) ナイジェリアの文脈における the national question の訳出をめぐることは、たとえば「国民的課題」(室井 2003, 85, 197)といった訳語を用いることも可能であろう。しかし、本稿では、この場合の national を「国民的」ではなくむしろ「民族的」なニュアンスをかなり色濃くおびたものとして理解した上で、「民族問題」という訳語をあてることにしたい。ただし、ナイジェリアの文脈における the national question の核心とは、本文中でも指摘しているとおり、「ナイジェリアの諸民族間における権力と資源の分配、およびそれと密接に関わる連邦制をめぐる問題」であり、それは一般用語としての民族問題とはやや性格を異にしている。そこで本稿では、こうしたナイジェリアの the national question がもつ特殊性を訳語に適切に反映させるために、英語原語にはない括弧をあえて付して「民族問題」という表記を用いることとする。なお、ナイジェリアの「民族問題」を考察した論文集としては、Momoh and Adejumo (2002) がある。

(注4) 本稿では、ナイジェリア政府による制度の

変更のことを「制度エンジニアリング」(institutional engineering)という用語で表現する。こうした耳慣れない表現をあえて用いるのは、いわゆる「制度改革」といった既成の用語では、これまでのナイジェリア政府、特に軍事政権による諸制度の変更を必ずしも十分に把握・表現することができないと考えたためである。たとえば、「制度改革」といってしまうと、「制度が抱える問題を解決したり、その欠点を克服したりするために行われる改良や改善」というニュアンスがそこに含まれるであろう。しかし、実際にナイジェリアの軍事政権がこれまでに行ってきた制度の改変は、必ずしもそうした改良や改善を目指すものばかりではなかった。逆に軍部は、第 節で詳述するとおり、しばしば恣意的な形で行政や財政の制度を変更してきた。そこで、本稿では、ナイジェリア政府による制度変更一般のことを、「制度改革」のような、どちらかというプラスのニュアンスを持つ用語ではなく、制度をめぐる巧みな操作という意味合いを含み持たせながらも、けっしてマイナスのニュアンスだけを強調するのではない、より価値中立的な「制度エンジニアリング」という用語で表現することにしたい。

(注5) 前述のとおり、ナイジェリアは、1960年10月にナイジェリア連邦として独立を達成し、1963年10月に共和制に移行した。このため、厳密に言えば、ナイジェリアの第1共和制とは共和制移行からその崩壊までの時期(1963年10月～1966年1月)を指すが、一般的には、共和制移行前の3年間をも含めた、独立から最初の共和制崩壊までの時期(1960年10月～1966年1月)を第1共和制と呼ぶ(Osaghae 1998a, 31)。

(注6) ピアフラ戦争の詳細については、室井(2003)を参照されたい。

(注7) ナイジェリアにおける1980年代のクーデタの詳細については、室井(1986)を参照されたい。

(注8) ババンギダ政権の民政移管プログラムの詳細については、室井(1991)、望月(1989; 1990)、Oyediran and Adigun(1999)、Diamond, Kirk-Greene and Oyediran(1997)、Beckett and Young(1997)を参照されたい。

(注9) 1993年大統領選挙とその後の政治的混乱の詳細については、望月(1993)、Akinterinwa(1997)、

Suberu(1997)を参照されたい。

(注10) オゴニ人の権利要求運動とサロ=ウィワの権利要求運動の詳細については、望月(2001)、サロ=ウィワ(1996)、Obi(2001)を参照されたい。

(注11) アバカル政権の民政移管の詳細については、林(1999)を参照されたい。

(注12) 1999年憲法第162条2項には次のように明記されている、「いかなる場合においても、天然資源から直接えられた歳入の少なくとも13パーセントについてはデラヴェイション原則が適用されなければならない」。

(注13) 「帰属する」に関する規定は、1979年憲法では第277条1項、1999年憲法では第318条1項にそれぞれみられる。

## 文献リスト

### < 日本語文献 >

- サロ=ウィワ, ケン 1996. 『ナイジェリアの獄中から「処刑」されたオゴニ人作家, 最後の手記』(福島富士男訳) スリーエーネットワーク.
- 林正樹 1999. 「新生ナイジェリアへ苦難の歩み」『アフリカレポート』(28)14-17.
- 室井義雄 1986. 「1980年代のナイジェリアにおける軍事クーデター その政治・経済的背景」『アジア経済』27(5)4-24.
1991. 「ナイジェリアにおける民政移管とその問題点」『アジア経済』32(8)25-56.
2003. 『ピアフラ戦争 叢林に消えた共和国』山川出版社.
- 望月克哉 1989. 「政治の季節 ナイジェリアの民政移管」『アフリカレポート』(9)44-48.
1990. 「ナイジェリア 『二党制』導入とその展望」『アフリカレポート』(11)11-14.
1993. 「ナイジェリア 大統領選挙をめぐる混乱」『アフリカレポート』(17)11-15.
- 2000a. 「オバサンジョ政権」望月克哉編『ナイジェリア 第四共和制の行くえ』1-17.
- 編 2000b. 『ナイジェリア 第四共和制の行くえ』IDE Topic Report No.39. 日本貿易振興会ア

ジア経済研究所.

2001. 「ナイジェリア」総合研究開発機構・横田洋三共編『アフリカの国内紛争と予防外交』国際書院 213-223.

2004. 「ナイジェリア・プラト州における非常事態発令とその意味」『アフリカレポート』(39) 33-37.

< 英語文献 >

Adebayo, A.G. 1990. "The 'Ibadan School' and the Handling of Federal Finance in Nigeria." *The Journal of Modern African Studies* 28(2) 245-264.

1993. *Embattled Federalism: History of Revenue Allocation in Nigeria, 1946-1990*. New York: Peter Lang.

Afigbo, A.E. 1989. "Federal Character: Its Meaning and History." In *Federal Character and Federalism in Nigeria*. eds. Peter P. Ekeh and Eghosa E. Osaghae, 3-18.

*Africa Research Bulletin: Political, Social and Cultural Series*. Various issues.

Akinterinwa, Bola A. 1997. "The 1993 Presidential Election Imbroglio." In *Transition without End*. eds. Larry Diamond, Anthony Kirk-Greene and Oyeleye Oyediran, 257-279.

Bach, Daniel C. 1989. "Managing a Plural Society: the Boomerang Effects of Nigerian Federalism." *The Journal of Commonwealth and Comparative Studies* 27(2) 218-245.

1997. "Indigeneity, Ethnicity, and Federalism." In *Transition without End*. eds. Larry Diamond, Anthony Kirk-Greene and Oyeleye Oyediran, 333-349.

2003. "Inching towards a Country without a State: Prebendalism, Violence and State Betrayal in Nigeria." Paper presented at the Conference on "Africa's Big Dysfunctional States" jointly organized by the South African Institute of International Affairs, Princeton University and the

Stiftung Wissenschaft und Politik, Princeton University, New Jersey, October 9-10.

Beckett, Paul A. and Crawford Young eds. 1997. *Dilemmas of Democracy in Nigeria*. Rochester, NY and Woodbridge: University of Rochester Press.

Bello-Imam, I.B. 1996. *Local Government in Nigeria: Evolving a Third-Tier of Government*. Ibadan: Heinemann Educational Books.

Colonial Office 1958. *Report of the Commission Appointed to Enquire into the Fears of Minorities and the Means of Allaying Them*. Cmnd. 505.

Diamond, Larry, Anthony Kirk-Greene and Oyeleye Oyediran eds. 1997. *Transition without End: Nigerian Politics and Civil Society under Babangida*. Boulder and London: Lynne Rienner.

Ekeh, Peter P. 1989. "The Structure and Meaning of Federal Character in the Nigerian Political System." In *Federal Character and Federalism in Nigeria*. eds. Peter P. Ekeh and Eghosa E. Osaghae, 19-44.

Ekeh, Peter P. and Eghosa E. Osaghae eds. 1989. *Federal Character and Federalism in Nigeria*. Ibadan: Heinemann Educational Books.

Forrest, Tom 1993. *Politics and Economic Development in Nigeria*. Boulder, San Francisco and Oxford: Westview Press.

Frynas, Jędrzej George 2001. "Corporate and State Responses to Anti-oil Protests in the Niger Delta." *African Affairs* 100(398) 27-54.

Harnischfeger, Johannes 2004. "Sharia and Control over Territory: Conflicts between 'Settlers' and 'Indigenes' in Nigeria." *African Affairs* 103(412) 431-452.

Ikelegbe, Augustine 2001. "The Perverse Manifestation of Civil Society: Evidence from Nigeria." *The Journal of Modern African Studies* 39(1) 1-24.

Mamdani, Mahmood 1996. *Citizen and Subject: Contemporary Africa and the Legacy of Late Colonialism*. Kampala: Fountain Publishers; Cape

- Town: David Philip; London: James Currey.
- Momoh, A. 2002. "The Philosophy and Theory of the National Question." In *The National Question in Nigeria: Comparative Perspectives*. eds. A. Momoh and S. Adejumbi, 1-30.
- Momoh, A. and S. Adejumbi eds. 2002. *The National Question in Nigeria: Comparative Perspectives*. Aldershot: Ashgate.
- Obi, Cyril I. 2001. *The Changing Forms of Identity Politics in Nigeria under Economic Adjustment: The Case of the Oil Minorities Movement of the Niger Delta*. Research Report No. 119. Uppsala: Nordiska Africainstitutet.
- Omitoogun, Wuyi and Kenneth Onigu-Otite 1996. *The National Conference as a Model for Democratic Transition: Benin and Nigeria*. IFRA Occasional Publication 6. Ibadan: Institute of African Studies.
- Osaghae, Eghosa E. 1998a. *Crippled Giant: Nigeria since Independence*. London: Hurst & Company.
- 1998b. "Managing Multiple Minority Problems in Divided Society: the Nigerian Experience." *The Journal of Modern African Studies* Vol. 36(1) 1-24.
2001. "From Accommodation to Self-Determination: Minority Nationalism and the Restructuring of the Nigerian State." *Nationalism & Ethnic Politics* 7(1) 1-20.
- Oyediran, Oyeleye and Adigun Agbaje eds. 1999. *Nigeria: Politics of Transition and Governance 1986-1996*. Dakar: Council for the Development of Social Science Research in Africa.
- Oyewo, A. Toriola 1993. *The A to Z of Local Government in Nigeria*. Ibadan: Jator.
- Rupley, Lawrence A. 1981. "Revenue Sharing in the Nigerian Federation." *The Journal of Modern African Studies* 19(2) 257-277.
- Suberu, Rotimi T. 1997. "Crisis and Collapse: June-November 1993," In *Transition without End*. eds. Larry Diamond, Anthony Kirk-Greene and Oyeleye Oyediran, 281-299.
2001. *Federalism and Ethnic Conflict in Nigeria*. Washington, D.C.: United States Institute of Peace Press.
- World Bank 2002. *Nigeria: State and Local Governance in Nigeria*. Report No. 24477-UNI Washington D.C.: World Bank.
2003. *Nigeria: States Finances Study*. Report No. 25710-UNI Washington D.C.: World Bank.
- Wright, Stephen 1998. *Nigeria: Struggle for Stability and Status*. Boulder: Westview Press.

( 龍谷大学法学部助教授 , 2005年 2月21日受付 ,  
2005年 5月17日レフェリーの審査を経て掲載決定 )